建設副産物の管理基準

令和８年 11 月

栃木県　県土整備部

建設副産物管理基準目次

◎ 建設副産物の処理基準
１ 基本方針----------１－１
２ 用語意義----------１－１
３ 建設副産物の搬出について----------１－２
４ 建設発生土及び再生資材の利用について----------１－３
５ 処理方法----------１－４
６ 積算方法----------１－５
７ 処理計画・確認----------１－６

◎ 建設発生土管理基準
第１ 総規----------２－１
１ 目的----------２－１
２ 用語の意義----------２－１
３ 土砂条例の主旨等----------２－２
４ 盛土規制法の主旨等----------２－２
５ 管理基準の適用範囲----------２－３
６ 発注者の責務----------２－３
第２ 管理基準----------２－４
１ 土砂等の安全基準等----------２－４
２ 汚染要因等の調査及び地質分析の実施----------２－４
３ 汚染要因等----------２－５
４ 地質分析----------２－５
５ 公共工事に建設発生土を搬入する場合の扱い----------２－５
７ 汚染された建設発生土の扱い----------２－５
８ その他----------２－６

◎ 建設副産物の処理基準及び建設発生土管理基準の別表及び様式等
○ 特記仕様書について----------３－１
○ 積算対象再資源化施設について----------３－２
○ 建設副産物関係書類一覧表----------３－４
○ 建設発生土管理基準フロー----------３－５
○ 別表第１ 埋立て等に使用される土砂等の安全基準----------３－７
○ 様式－１ 建設発生土搬出計画書----------３－９
○ 様式－２ 建設発生土搬入計画書----------３－１０
○ 様式－３ 建設発生土管理調書----------３－１１
○ 様式－４ 建設副産物処理承認申請書----------３－１２
○ 様式－５ 建設副産物処理調書----------３－１３
○ 様式－６ 埋立て等届出書----------３－１４
○ 様式－７ 土砂の埋立て等承諾書（作成例）----------３－１５
○ 様式－８ 通知書（建設リサイクル法関係）----------３－１６
○ 様式－９ 建設発生土受入誓約書----------３－１７
○ 様式－10 建設発生土運搬車両の表示----------３－１８
○ 参考様式－1 土砂受領書----------３－１９
○ 資料－１ 建設リサイクル法に基づく通知先----------３－２０
○ 資料－２ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識例----------３－２１
○ 資料－３ 注意を要する主要な発生業種----------３－２２

建設副産物の処理基準

1　基本方針

建設工事に伴い発生する建設発生土、アスファルト・コンクリート塊(以下「アスコン塊」という。)、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥等については、下記の取り組みにより適正かつ効率的な処理を行い資源循環型社会の形成を図る。

(1) 建設工事の実施にあたっては、まず廃棄物の発生を抑制するよう計画・設計・工法選定しなければならない。
(2) また、建設資材として使用されていた資材についても、現場内、他現場において再使用行う。
(3) これらの措置を行った後に発生する建設資材廃棄物については、現場内処理や再資源化施設などへ持ち込むなど再生利用（マテリアル・リサイクル）を行うこととする。
(4) それが技術的に困難な場合や環境負荷の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。
(5) 最後に、これらの措置が行われないものについては、縮減（減容・減量等）の措置を施した上で最終処分する。
(6) なお、再資源化された再生資材については、積極的に利用する必要がある。

2　用語の定義

(1) 「建設副産物」

建設工事に伴い副次的に得られた建設発生土及び建設廃棄物をいう。

(2) 「建設発生土」

建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。

(3) 「建設廃棄物」

建設副産物のうち、廃棄物処理法に規定する廃棄物（アスコン塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等）に該当するものをいう。

(4) 「路盤廃材」

建設工事に伴い副次的に得られた路盤材をいう。

(5) 「建設発生木材」

工作物の除去に伴い発生する解体木材、新築工事から排出される木くず・根株等をいう。

(6) 「建設汚泥」

建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物および泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるものをいう。

ここで、建設汚泥に該当する泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みが出きず、また、その上を人が歩けない状態をいい、土質工学的指標で示せば、コーン指数がおおむね２００ＫＮ/㎡以下または一軸圧縮強度がおおむね５０ＫＮ/㎡以下の土を指す。

(7) 「建設混合廃棄物」
　工作物の解体等に伴い発生する建設発生木材、金属くず、紙くず、ガラスくず等が混合したものをいう。

(8) 「再資源化施設」
　発生した建設副産物を建設工事の資材または材料として有効利用できるようにするために、必要な加工及び処理（破砕等）を行う施設をいう。

(9) 「最終処分場」
　廃棄物処理法の定めにより、建設廃棄物を埋立処分する場所をいう。
最終処分場の種類は、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

(10)「再生資材」
　建設工事又は他の事業活動に伴い副次的に得られた物品を再資源化施設等で、有効に活用できるようにしたもの。

(11) 「特定建設資材」、「特定建設資材廃棄物」、「指定建設資材廃棄物」建設リサイクル法及び同政令において、次のとおり定められている。
「特定建設資材」は、再資源化を推進することが、資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要な建設資材であり、以下の品目が定められている。
〔特定建設資材の品目〕
①コンクリート
②コンクリート及び鉄から成る建設資材
③木材
④アスファルト・コンクリート
「特定建設資材廃棄物」は、特定建設資材が廃棄物となったものである。
「指定建設資材廃棄物」は、特定建設資材廃棄物のうち再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には再資源化に代えて縮減を行うことができる品目で、以下の品目が定められている。

〔指定建設資材廃棄物の品目〕
・廃木材（木材が廃棄物となったもの）

3　建設副産物の搬出について
(1)　建設発生土
ア　工事現場から建設発生土が発生する場合は、事務所内の流用はもとより、地区建設副産物対策連絡協議会及び建設発生土情報交換システム等を利用し、５０㎞の範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。
イ　他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、国登録ストックヤードや建設発生土の受入れに必要となる盛土規制法等各種関係法令等の適正な許可等を受けている受入地搬出することを妨げない。

(2)　路盤廃材
ア　工事目的物に要求される品質等を考慮し、現場内での利用が可能な場合は現場内利用を行い、搬出の抑制に努めるものとする。
イ　現場内利用が困難な場合は、積極的に他の建設工事への流用に努めるものとする。

(3)　アスコン塊、コンクリート塊

ア　工事目的物に要求される品質等を考慮し、現場内での利用が可能な場合は現場内利用を行い、搬出の抑制に努めるものとする。

イ　最寄りの再資源化施設へ搬出するものとする。

(4)　建設発生木材

ア 工事現場から５０㎞以内に再資源化施設がある場合は、最寄りの再資源化施設へ搬出するものとする。

なお、再資源化施設が５０㎞以内にない場合は、縮減（焼却）施設に持ち込むこととする。

(5)　建設汚泥

ア　極力現場内での減量化を図り、埋め戻し材等として再利用するものとする。ただし、現場内での再利用にあたっては、生活環境保全上の適切な措置（「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等参照）を講ずることが必要となる。

イ　現場内での再利用が困難な場合には、再資源化施設へ搬出するものとする。

ウ　上記ア、イが困難な場合は、最終処分場へ搬出することを妨げない。

(6)　建設混合廃棄物

現場内での分別を徹底し、再資源化施設、最終処分場へ適宜搬出するものとする。

4　建設発生土及び再生資材の利用について

(1)　工事現場で土砂等が必要な場合は、事務所内の流用はもとより、地区建設副産物対策連絡協議会及び建設発生土情報交換システム等を活用し、工事現場から５０㎞ の範囲内で建設発生土を搬出する他の建設工事を調査し、受入時期、土質等を考慮したうえで、建設発生土を利用するものとする。

ア　ストックヤード（一時仮置場所）の建設発生土についても、その情報を確認し、計画的に再利用するものとする。

イ　再利用にあたっては、「建設発生土利用技術マニュアル」（財団法人土木研究センター発行）の土質区分基準、適用用途標準を参考にすること。

(2)　再生加熱アスファルト混合物

「プラント再生舗装技術指針」及び「再生材の利用基準」（平成 29 年 10 月 10 日改訂適用）等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、再生加熱アスファルト混合物を利用するものとする。

(3)　再生路盤材

「プラント再生舗装技術指針」や「再生材の利用基準」等に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、再生路盤材を利用するものとする。

(4)　再生クラッシャーラン、再生砂

「再生材の利用基準」に基づき工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、各種構造物基礎材、埋め戻し材、裏込め材として利用するものとする。

5　処理方法

(1)　建設副産物の処理方法は次の２種類とする。

ア　指定処理（A）

　建設副物産は搬出量の多少に係らず、処理場所が特定できる場合は処理場所、処理条件等を特記仕様書等で明示し、指定処理（A）とする。

イ　指定処理（B）

　当初設計時に処理場所をあらかじめ特定できない場合は、これまでの実績を勘案した処理場所までの運搬距離、処理条件等をあらかじめ特記仕様書等で明示し、指定処理（B）とする。

(2)　建設副産物の区分と処理方法

ア 建設発生土

発 生 土 種 別	処理量区分	処理方法
第１種建設発生土 （砂、礫、及びこれらに準ずるもの） 第２種建設発生土 （砂質土、礫質土、及びこれらに準ずるもの） 第３種建設発生土 （土量が通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	土量が 500 ㎥未満	指定Ａ 指定Ｂ
第４種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもので第３種建設発生土を除く）	土量が 500 ㎥以上	指定Ａ

（注１）建設発生土の処理については原則として指定Ａとするが、処理量区分 500 ㎥未満のものにあって当初設計時に建設工事等の処理先を特定できない場合は、指定Ｂにすることができるものとする。

　なお、建設発生土の再利用を促進するために、工事実施までに他の建設工事への処理先を確定するよう努めること。

（注２）河川の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（「建設発生土利用技術マニュアル」（財団法人土木研究センター発行）参照）

イ　路盤廃材

　指定（A）により処理するものとするが、当初設計時に他の建設工事等の処理先を確定できず、指定（A）により難い場合は、指定（B）にすることができるものとする。

ウ　アスコン塊、コンクリート塊

　処理品目に応じて、別紙「積算対象再資源化施設一覧」より施設を選定し、指定（A）により処理することを原則とする。（参考 URL：https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/h31kijyunyouryoutekiyou.html）資料 17-2

　なお、請負者の希望により別紙「積算対象再資源化施設一覧表」の中から変更できるものとし、同表にない施設を希望する場合は、監督員との協議による。

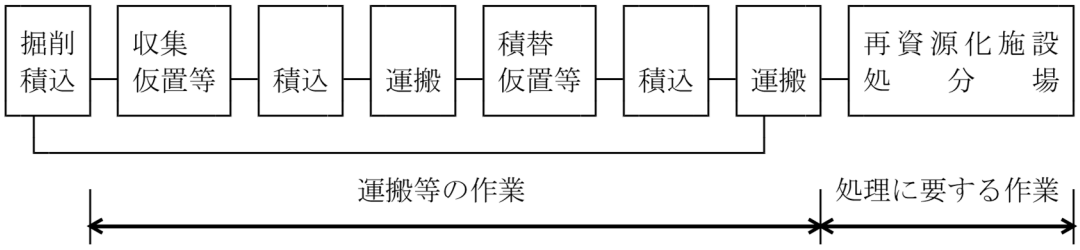
（ただし、特別な理由がある場合を除き設計変更の対象とはしない。）

エ　建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物

指定（A）により処理するものとするが、施設の稼働状況等により変更が必要となる場合は、再資源化、経済性等を考慮した上で変更することができる。

6　積算方法

建設副産物の処理を下図により運搬等の作業と処理に要する作業に分ける。



(1)　積算にあたっての留意事項

ア　処理先の処理能力、容量、受入時間、受入条件等に十分留意すること。

イ　処理先の選定にあたっては、再資源化、経済性を考慮すること。

ウ　処理先、運搬距離等の条件を明示すること。

エ　必要に応じ、積み替え仮置きの費用を計上する。

オ　再生資材を優先的に使用する。

(2)　運搬等の作業に要する費用

ア 指定処理（A）

処理先までの運搬距離、現場条件を勘案した作業計画に応じ、積算する。

イ　指定処理（B）

これまでの実績を勘案した処理場までの運搬距離、現場条件を勘案した作業計画に応じ、積算する。

(3)　処理に要する費用

ア 指定処理（A）

（ア）　建設発生土を他の建設工事へ搬出・処理する場合は、処理費は計上しない。

（イ）　建設発生土の再利用を促進するため、建設発生土の受入れに必要となる盛土規制法等各種関係法令等の適正な許可等を受けている受入地へ搬出する、国登録ストックヤードへ搬出する場合など、受入れ施設に定めのある場合は、処理費を計上することができる。

（ウ）　建設発生土を民有地へ処理する場合は、必要に応じた処理費を計上することができる。

（エ）　建設発生土の処理先の条件により、土砂の安全基準の適否を確認するため、土壌調査が必要となる場合は、検査測定等に要する費用を計上できるものとする。

（オ）　建設廃棄物等を処理業者に委託処理する場合は、処理費を計上する。

イ 指定処理（B）

これまでの実績を勘案した中で、指定Aと同様に処理費を計上することができる。

(4)　変更について

処理方法にかかわりなく数量の変更を行うことができる。

ア　指定処理（A）

工事実施にあたり指定した処理条件にやむを得ず変更が生じた場合は、その実情に応じ変更を行うものとする。

イ　指定処理（B）

設計条件が異なる場合は、発注者、受注者間で協議し変更することができる。

7　処理計画・確認

(1) 処理計画

建設副産物の処理に先立ち、請負業者は「建設副産物処理承認申請書（様式－４）」を作成し、監督員に提出する。

ア　建設廃棄物の処理に際し、排出事業者（元請負業者）が処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指導し、建設廃棄物処理委託契約書の提示を求め、同契約を確認するとともに、同契約書の写しの提出を指示する。

イ　収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指導する。

(2)　「再生資源利用（計画・実施）書」等の提出

建設副産物の処理に先立ち請負業者は「建設副産物実態調査要領」（令和２年８月５日改正適用）に基づき調査票を電子データで作成し、建設資材を搬入する場合にあっては「再生資源利用計画書」、建設副産物を搬出する場合にあっては「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含めて監督員に提出する。尚、作成の際には原則、コブリス・プラス上でのシステムを利用すること。

また、工事完成後は速やかに工事の実施の状況について、再生資材を搬入する場合にあっては「再生資源利用実施書」、建設副産物を搬出する場合にあっては「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出するとともに、データの入力された電子媒体を監督員に提出する。

(3)　「再生資源利用（促進）計画」の工事現場での掲示の確認

資源有効促進法に基づき、元請業者は再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見やすい場所に現場掲示しなければならない。発注者は再生資源利用（促進）計画が適切に現場掲示されているか確認する。

(4) 建設リサイクル法に基づく通知（第 11 条）

当該工事が以下の条件に該当する場合は、工事の着手前に予め別紙「建設リサイクル法に係る通知書（様式－８）」を作成し、所定の通知先（資料－１）に提出する。建設リサイクル法に係る通知書の提出に代わるものとして、コブリ・スプラス上でのシステム入力とし、所定の通知先から受領を得ることとする。尚、コブリス・プラス上で通知する場合は様式８の提出は不要とする。

〔対象建設工事の条件〕

下表の規模基準を満たす工事のうち、特定建設資材を使用するか、特定建設資材廃棄物が排出される工事。（使用・排出の量は問わない。）

対象建設工事		規 模 基 準
建 築 物	解体工事	延べ床面積　80 ㎡以上
	新築・増築工事	延べ床面積　500 ㎡以上

	修繕又は模様替工事	請負金額　　1 億円以上
その他の工作物（土木工事等）		請負金額　　500 万円以上

(5) 処理の確認

ア 建設副産物の処理は、「建設副産物処理調書（様式－５）」を請負業者が作成し監督員に提出するとともに、実際に処理した事を証明する資料（伝票、写真等）の提出を求め確認する。

イ　建設廃棄物の処理は、産業廃棄物処理における産業廃棄物管理票（マニュフェスト）を運用し、請負業者が交付・回収した各票の提示を求め確認する。

なお、回収したマニュフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存するよう指導する。

(6) 「一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出」の提出

「土壌汚染対策法第 3 条第 7 項及び第 4 条第 1 項に係る届出の手引き」に従い、土地の形質変更を行う者（発注者）は、形質変更する土地の面積が 3,000 ㎡以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場の土地又は有害物質使用特定施設を廃止した事業場の土地の場合は 900 ㎥以上）である場合、工事着手の 30 日前までに当該土地を所管する各環境森林（管理）事務所、又は宇都宮市内の場合は宇都宮市へ届出を提出する。

(7) 「盛土等規制法」に基づく許可等の確認

道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地において一定規模を超えるの盛土等を行う場合には、盛土規制法の許可等が必要となる場合があるため、発注者は許可等の確認を行う。

付則　　この基準（案）は、平成１１年 ４月 １日から適用する。

なお、昭和６２年３月５日付け検指第１２５号、「残土処理基準及び産業廃棄物処理基準の適用について」は、廃止する。

付則　この基準（案）は、平成１３年 ４月 １日から改定適用する。付則

この基準（案）は、平成１４年 ５月３０日から改定適用する。付則

この基準（案）は、平成１４年１０月 １日から改定適用する。付則

この基準（案）は、平成１６年 ４月 １日から改定適用する。付則

この基準（案）は、平成１９年 １月 １日から改定適用する。付則

この基準（案）は、令和７年４月１日から改定適用する。付則

この基準（案）は、令和８年４月１日から改訂適用する。付則

この基準は、令和８年１１月１日から改訂適用する。

建設発生土管理基準

第１　　総 則

１　目 的

この基準は、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」（平成 10 年 12 月 25 日条例第 37 号。以下「土砂条例」という。）及び「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）を踏まえ、栃木県県土整備部が実施する公共工事において発生する土砂を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。

また、建設発生土の不適正処理を防止するため、発注者が建設発生土の行き先を完全に把握し、可能な限り建設発生土の工事間利用を促進することを柱とした「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（国土交通省 平成 15 年 10 月）による各施策の実施において、必要となる事項を定めるものとする。

２　用語の意義

この基準における用語の意義は次のとおりとする。

①　公共工事

栃木県県土整備部が事業主体となって施工する工事をいう。

②　建設発生土

公共工事に伴い副次的に得られた土砂等をいう。

③　土砂等の埋立て等

土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為をいう。（土地への埋立て等であり、公有水面への埋立ては除外する。）

④　特定事業区域

県又は市町の土砂条例に基づき、届出を提出又は許可を受け土砂等の埋立てを行う事業区域。

⑤　盛土等

盛土・切土・土石の堆積を行う行為をいう。

⑥　盛土規制法許可等区域

盛土規制法に基づき、許可を受け又は届出を提出し盛土等を行う区域。

⑦　同一事業地域

宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。

⑧　土砂等の安全基準

別表第１に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」をいう。

3　土砂条例の主旨等

①　栃木県土砂条例の骨子

土砂条例は、土砂等による土地の埋立て等をする行為について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を未然に防止し、もって県民生活の安全の確保や生活環境を保全することを目的とするものであり、その骨子は次のとおりである。

ア　事業者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止する責務を有し、その活動に伴って得られる土砂等の減量化を図るとともに、土砂等の有効利用に努める。

イ　土砂等の埋立て等に使用する土砂等の安全基準の設定

ウ　安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等

エ　一定規模以上の事業区域における土砂等の埋立て等の事業の届出

②　栃木県土砂条例の適用対象等

ア 土砂条例の適用対象

土砂条例は、同一事業区域以外から搬入した土砂等により、土砂等の埋立て等を行う行為に適用するものである。

イ 届出を要する事業

土砂等の埋立て等を行う区域の面積が 3,000 平方メートル以上の事業は、県への届出が必要である。

※なお、市町によっては各市土砂条例で定める要件により、各市町長の許可を受ける又は届出を提出する必要があるため確認すること。

③　公共工事の取扱い

土砂条例における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

ア　公共工事を実施するにあたっては、特定事業に係る県への届出は不要である。

イ　建設発生土を特定事業区域へ搬出する場合は、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるときは、安全基準に適合していることを証する計量証明書の添付は省略できる。

4　盛土規制法の主旨等

①　盛土規制法の骨子

盛土規制法は、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものであり、その骨子は次のとおりである。

ア　盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という）として指定

イ　盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定

ウ　盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化

エ　無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

②　盛土規制法の適用対象等

ア　盛土規制法の適用対象

盛土規制法は、規制区域内において許可等の対象となる一定規模を超えるの盛土等を行う場合に適用するものである。

イ　許可等を要する事業

一定規模を超える盛土等について知事の許可等が必要となる。なお、事業地が宇都宮市内の場合には、宇都宮市長の許可が必要となる。

③　公共工事の取扱い

盛土規制法における公共工事の取扱いは、次のとおりである。

ア　公共施設用地（道路、公園、河川、その他盛土規制法施行令で定める公共の用に供されている土地）における盛土等については盛土規制法の適用外となり許可不要である。

イ　公共施設用地以外の土地（産業団地の開発、庁舎の建設等）における一定規模を超える盛土等ついては許可等が必要である。

ウ　工事の施行に付随している土地（工事の現場として施行計画書等で位置付けられた土地（原則 10㎞ 以内）、現場付近の土地等）における工事及び地方公共団体等が行う非常災害時の応急措置として行う工事等については、盛土規制法の適用対象ではあるが許可は不要である。

エ　盛土規制法で定められた法令（砂利採取法等）に基づく許可・認可に係る工事については、盛土規制法の適用対象ではあるが許可は不要である。

5　管理基準の適用範囲

この基準は、次のものに適用する。

①　公共工事から搬出される土砂等の管理

②　公共工事に搬入する土砂等の管理

6　発注者の責務

公共工事の発注者は、次の事項についてその責務を負うものとする。

①　建設発生土の利用にあたり、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずる。なお、汚染された建設発生土については、適正な処理を図る。

②　「公共工事土量調査」等により、他工事の建設発生土の搬出入状況を把握するとともに、把握した情報を基に利用調整を行い工事間利用の促進を図るものとする。

なお、「公共工事土量調査」については、「『公共工事土量調査』による建設発生土の工事間利用調整実施マニュアル」（関東地方建設副産物再利用方策連絡会議）により、500 ㎥以上の搬出工事及び 500 ㎥以上の搬入工事について、建設発生土情報交換システムに登録することとするが、その他の工事についても登録するよう努めるものとする。

③　工事請負者に対し土砂条例、盛土規制法及び本基準の趣旨を周知徹底させ、建設発生土の適正な管理を行うよう指導する。

④　建設発生土の管理状況に関する書類は、次のものを作成し、関係書類とともに工事完了年度の翌年度から５年間保存する。

ア　建設発生土搬出計画書

工事現場から 500 ㎥以上の土砂等を搬出する場合は、建設発生土搬出計画書（ 様式－１）を作成する。

イ　建設発生土搬入計画書

工事現場へ 500 ㎥以上の土砂を搬入する場合は、建設発生土搬入計画書（ 様式－２）を作成する。

ウ　建設副産物処理承認申請書

工事着手前に、建設副産物処理承認申請書（様式－４）を提出させる。

エ　建設副産物処理調書

工事完成時に、建設副産物処理調書（様式－５）を提出させる。

オ　建設発生土管理調書

工事完了後、建設発生土管理調書（様式－３）を作成する。

⑤ 民有地への処理

建設発生土を民有地に処分し、その面積が 3,000 ㎡以上の場合は、処分地を管轄する環境森林(管理)事務所に工事着手前及び工事完了後に「埋立て等届出書」（様式－６）を提出すること。

なお、県土砂条例の適用を除外している市町については、「埋立て等届出書」の提出の扱いについて事前に確認し、適切に対応すること。

また、処分地（県土砂条例の適用を除外している市町を除く）の面積が 3,000 ㎡未満の場合についても、あらかじめ処理先となる市町に届出書等の取扱いについて確認すること。

建設発生土を用いて民有地への土砂等の埋立て等又は盛土等を行う場合は、周辺環境等を調査し近隣の農地や集落への影響のない方法により行うこと。

ア　民有地所有者及び民間事業者が土砂等の埋立て等又は盛土等を行う場合

公共工事の発注者は、民有地所有者及び民間事業者が土砂等の埋立て等又は盛土等を行う区域について、当該区域に係る土砂条例、盛土規制法等関係法令等に必要な許可・届出が出されているか予め確認をすること。(参考として、土砂等の埋立て等に関する標識を資料－２に示す)

民有地の所有者と協議をして、埋立て方法及び管理方法について承諾書を取り交わしておくこと。

また、受入れた発生土をその外の土地へ再搬出しない旨を受入事業者と誓約書（様式－９）で取り交わしておくこと。(ただし、技術管理課が処理先候補地として認定した受入区域、国登録ストックヤードへ搬出する場合は除く)

イ　公共工事の発注者が民有地の所有者に代わって土砂等の埋立て又は盛土等を行う場合

発注者が所有者に代わって土砂等の埋立て等又は盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可・届出が必要となる場合があるため、あらかじめ盛土規制法の取扱いを確認し必要な対応を行うこと。また、土地所有者等に盛土等を行った土地を保全する努力義務が生じることから、民有地の所有者と協議をして、盛土等の方法・管理方法等について、承諾書を取り交わしておくこと。見やすい場所に標識を掲げること。(参考として、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識を資料－３に示す)

また、受入れた発生土をその外の土地へ再搬出しない旨を受入事業者と誓約書（様式－９）で取り交わしておくこと。(ただし、技術管理課が処理先候補地として認定した受入区域、国登録ストックヤードへ搬出する場合は除く)

なお、当該埋立て等に建設発生土を搬入する場合の扱いは前項５と同様とする。

⑥ 運搬車両の表示

運搬車両を使用し、建設発生土等を搬出または搬入するときは、建設発生土等運搬車両表示（様式－10）を作成し、当該車両の見やすい箇所に表示する。

第２　管理基準

１ 土砂等の埋立て等に係る安全基準等

① 土砂等の埋立て等に係る安全基準

建設発生土を公共工事から搬出する又は公共工事に搬入する場合は、当該建設発生土が別表第１に定める「埋立て等に使用される土砂等の安全基準」に適合していなければならない。

② 不適正な建設発生土による埋立て等の禁止

土砂等の安全基準に適合しない建設発生土は、他の場所への搬出や工事間利用等を行ってはならない。

③ 安全基準の適否の確認

安全基準の適否の確認は、汚染要因等及び地質分析により行わなければならない。

２　汚染要因等の調査及び地質分析の実施

建設発生土の搬出については、汚染要因等により搬出土の調査を行い、汚染された恐れがあると判定された場合は、必要に応じて地質分析を行うものとする。

3　汚染要因等

次に掲げる汚染要因等に該当する土地は、汚染された恐れがあるものとして判定するものである。

したがって、この要因に該当しないものは、土砂等の安全基準に適合しているものとし、事前に知事の承認を受けたものとして取り扱う。

①　土壌が汚染された恐れのある工場・事業場用地、又は工場・事業場用地として使用された土地及び跡地（参考として、注意を要する主要な発生業種を資料－４に示す）

②　汚染された土砂等で盛土、埋立て等を実施した区域

③　薬品により土壌改良等の処理をした区域

④　その他の臭気のある土壌その他、土壌、水質に異変が認められる区域

4　地質分析

①　試料の採取は、別表第１の項目の欄に掲げる項目ごとに当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場合において行うものとする。

②　地質分析は、別表１に掲げる項目、基準値、測定方法による。

③　地質分析結果は、計量法第１１０条の２第１項の規定による計量証明書により確認するものとする。

5　公共工事に建設発生土等を搬入する場合の扱い

①　公共工事に建設発生土等を搬入する場合

事前に事業区域について第２章第２項に定める汚染要因等の調査又は必要に応じた地質分析により安全基準の適否の確認を行うこと。

②　公共工事から建設発生土を搬入する場合

公共工事から建設発生土を搬入する場合は、建設発生土搬出計画書又は地質分析に係る計量証明書の提出をもって搬入できる。

③　公共工事以外から建設発生土等を搬入する場合

ア法令等により許認可された土砂等を搬入する場合は、当該採取場が発行する売り渡し証明書等の提出をもって搬入できる。

イ公共工事以外（県外公共工事を含む。）から土砂等を搬入する場合は、地質分析に係る計量証明書を提出させ、安全基準に適合しているものは搬入できる。

6　汚染された建設発生土の扱い

地質分析の結果、建設発生土が土砂等の安全基準に適合しない場合は、工事間利用等の他の場所への搬出を行ってはならない。

したがって、この場合は同一事業区域内での処理または、管理型施設での処理等での適正な処理が必要となる。

7　その他

この基準に定めのない事項や、汚染された建設発生土の取り扱いについては、県土整備部技術管理課と協議するものとする。

付 則　　この基準（案）は、平成１１年 ４月 １日から適用する。

なお、昭和６２年３月５日付け検指第１２５号、「残土処理基準及び産業廃棄物処理基準の適用について」は、廃止する。

付 則　　この基準（案）は、平成１４年１０月 １日から適用する。

付 則　　この基準（案）は、平成１６年 ４月 １日から適用する。

付 則　　この基準（案）は、平成１９年 １月 １日から適用する。

付 則　　この基準（案）は、平成１９年１１月 １日から適用する。

付 則　　この基準（案）は、平成２０年４月 １日から適用する。

付 則　　この基準（案）は、令和 ７年 ４月 １日から適用する。

付 則　　この基準（案）は、令和８年４月１日から適用する。

付 則　　この基準（案）は、令和８年11月１日から適用する。

○ 特記仕様書について

発注者は、下記特記仕様書（例）を参考とし、建設副産物に関する事項を設計図書に明示すること。

特記仕様書記載例

1 共通事項

(1)建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各１部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各２部提出するとともに、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。

(2)建設副産物の処理に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を２部提出すること。

(3)建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書を監督職員に提示するとともに同契約書の写を提出すること。
なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

(4)建設副産物処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に２部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。また、竣工図書に添付すること。

(5)建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニュフェスト 」の交）付・回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。
なお、回収したマニュフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。

2 建設発生土

(1)指定（A）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（相手先工事名、場所等） ○○ 工事 ○○市 ○○町大字○○地先
イ 運搬距離 ｋｍ
ウ 土質及び処分量 第 種建設発生土 ㎥
エ 搬出時期 年 月 ～ 年 月
オ 処理方法

(2)指定（B）の場合

建設発生土（ ㎥）は準指定処理（運搬距離 ｋｍ）とし、請け負い者の裁量で処理地を確保するものとするが、実際の処理条件が当初設計と異なる場合は、監督員と協議のうえ実状に応じて変更するものとする。
また、実際に処理に要した費用を証明する資料を、監督員に提出しなければならない。

(3)建設発生土を処理する場合には、処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。

3 建設廃棄物

本工事により発生する

ア アスコン塊（ ㎥）は、○○市 ○○町大字○○地内、運搬距離 Ｋｍの
○○・・・・・・○○ 施設に運搬し、処理するものとする。

イ ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 （ ㎥）は、○○市 ○○町大字○○地内、運搬距離 Ｋｍの
○○・・・・・・○○ 施設に運搬し、処理するものとする。

ウ 建設発生木材（ ㎥）は、○○市 ○○町大字○○地内、運搬距離 Ｋｍの
○○・・・・・・○○ 施設に運搬し、処理するものとする。

エ 建設汚泥 （ ㎥）は、○○市 ○○町大字○○地内、運搬距離 Ｋｍの
○○・・・・・・○○ 施設に運搬し、処理するものとする。

なお、処理施設については、監督員と協議の上変更できるものとするが、原則として積算変更の対象としない。

積算対象再資源化施設について（1/2）

令和８年６月現在

	施設名	処理施設所在地	電話	Ａｓ 処理施設	Ｃｏ 処理施設
No.1	瑞穂瀝青工業㈱	宇都宮市瑞穂 3-8-1	0286-56-5676	○	
No.3	東武栃木生コン（株）	宇都宮市平出工業団地 47 番地 2	028-661-1231	○	○
No.4	㈱菊地組柳田工場	宇都宮市柳田町字稲荷穴 948-1	028-661-0802	○	○
No.5	野中建設㈱ ※原則として積替保管施設持ち込みとする	(施設)宇都宮市長岡町 1019 (積替保管)宇都宮市長岡町 416-2 他	028-624-9890 028-612-6567	○	○
No.9	栃木県廃ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ処理再生協同組合	宇都宮市高松町深沢 1007-1	0286-74-2199	○	○
No.67	㈱宇都宮アスコン	宇都宮市平出工業団地 16-2	028-662-7900	○	
No.10	㈲奈佐原建材工業	鹿沼市加園 3028	0289-64-1114	○	○
No.11	㈲大和環境開発	鹿沼市茂呂 1857-25	0289-64-6843	○	○
No.12	日本道路㈱	鹿沼市池ノ森字北原 555-15	0289-75-3156	○	
No.13	佐藤商事㈱	鹿沼市千渡入山 2064-1	0289-64-4111	○	○
No.14	磯部建設㈱	日光市針貝字茅場 1071-68	0288-26-3273	○	
No.15	東和アークス北関東㈱	日光市町谷字下の関沢 2002-148	0288-26-8527	○	○
No.16	東武道路工業㈱	日光市板橋字西原 3287-2	0288-27-1155	○	○
No.17	㈱鈴建工業	真岡市長田 1810	0285-84-2391	○	○
No.18	㈱塚田建材	真岡市清水 839	0285-84-3222	○	○
No.19	物部砕石㈱	真岡市鹿 405	0285-75-1211	○	○
No.20	㈲新宮リサイクルセンタ	栃木市大光寺町 1136-7	0282-27-5444	○	○
No.21	アワノ総合開発㈱	栃木市尻内町 1888-1	0282-31-1983	○	○
No.23	㈲富士川産業	小山市出井 1968-2	0285-25-2080	○	○
No.24	トーテツ産業㈱	小山市粟宮 2512-3	0285-45-4043	○	○
No.6	前田道路㈱	下野市上坪山字藤ノ木 127-1	0285-48-5211	○	○
No.7	新栄建材㈲	下野市花田字内屋敷 67-7	0285-49-0232	○	○
No.8	㈲田口建材	下野市本吉田 1416	0285-48-1287	○	○
No.25	栃木共同アスコン（株）	壬生町大字福和田 1013-1	0282-82-2011	○	
No.27	鹿島道路㈱	壬生町藤井字吾妻 1052	0282-82-7350	○	○
No.28	㈲野辺工業	野木町大字佐川野字西原 1755-1	0280-56-2126	○	○
No.30	㈱原山産業	栃木市岩舟町小野寺 2794-1	0282-57-7805		○
No.31	五十畑石材工業㈱	栃木市岩舟町小野寺 5114	0282-55-3110	○	○
No.32	㈱浜屋組	矢板市針生字境峰 363-1	0287-43-1818	○	○
No.33	栃木北アスコン（株）	塩谷町大字玉生字地蔵坂 1820	0287-45-1125	○	
No.34	㈲アイケー商事	塩谷町大字泉字山口 895-1	0287-46-1172	○	○
No.35	㈲トチコー産業	塩谷町大字佐貫字前河原 1193-1	0288-26-8121	○	○
No.36	㈲桜井建設	さくら市向河原 4147	028-682-3330	○	○
No.68	㈱テクノハヤト	高根沢町中阿久津 1075-3	0286-75-1046	○	○
No.39	栃木県北アスコン㈱	那須塩原市鍋掛 1492-2	0287-62-3101	○	○
No.40	㈲美原商事	那須塩原市青木 1811-6	0287-62-3212	○	○
No.41	㈲余一砂利	那須塩原市亀山	0287-63-0300	○	○
No.42	日本道路㈱〔丸山重機㈱共同企業体那須合材ｾﾝﾀｰ〕	那須塩原市笹沼字中島原 453-10	0287-65-3452	○	
No.43	㈱日榮	那須塩原市洞島字関谷道下 133-1	0287-68-0977	○	○
No.44	北関東環境開発㈱	那須塩原市四区町 730-32	0287-36-7044	○	○
No.45	ナスアスコン㈱	那須塩原市三区町 627-1	0287-36-7121	○	○
No.46	塩和建材㈱	那須塩原市宇都野 1789-4	0287-35-4554	○	○
No.48	栃木砂利工業(有)	那須塩原市蟇沼字蛇尾川向 620 番	0287-68-0130	○	○
No.67	(株) ＩＷＤ	那須塩原市蟇沼字下原 13 番 7 13 番 8	0287-35-4888	○	○
No.69	(株) Ｒエンジニアリング	那須塩原市大字蟇沼字蛇尾川向 609-2	0287-74-6555	○	○
No.50	東京石材㈱	大田原市亀久字井戸沢 975 番地 1, 959 番地 1	0287-54-1531	○	○

積算対象再資源化施設について（2/2）

令和８年６月現在

	施設名	処理施設所在地	電話	Ａｓ 処理施設	Ｃｏ 処理施設
№51	前田採石㈱	那珂川町大字松野字深沢 1117-1	0287-92-2929	○	○
№72	貝塚興業㈱	那珂川町大字小川 201-1	0287-96-4701	○	○
№53	五月女産業㈱	佐野市関川町南関川 565-1	0283-20-2545	○	○
№55	共立舗道㈱	佐野市小中町鶴ヶ島 8	0283-22-6733	○	○
№56	世紀東急工業㈱	佐野市関川字梅ノ木町 572-1	0283-24-3618	○	
№57	㈱藤坂	佐野市韮川町 603-1	0283-23-6373	○	○
№58	平成整環㈱	佐野市閑馬 2668-3	0283-25-2766		○
№59	㈲三好運輸	佐野市戸室 1331 【三好礦業㈱構内】	090-3244-5819	○	○
№61	関野建材工業㈱	足利市樺崎町字馬坂 2065	0283-85-2344	○	○
№62	篠崎建設㈲	足利市樺崎町字馬坂 1957	0284-41-5384	○	○
№63	トウワ建設㈱	足利市名草下町字持舟 4530-1	0284-41-9080	○	○
№64	イズム鉱業㈱	足利市小俣町 2995 番地 1 他	0284-62-1847	○	○
№65	足利市清掃事業㈱	足利市久保田町 911	0284-73-0782	○	○
№66	㈲石原運輸	足利市福富町 816-1	0284-73-8671	○	○
№67	東石物産㈱	佐野市山菅町 3518 番地	0283-85-3611	○	○

（※最新情報については下記 URL より （資料 17-2））

https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/r8_kijyun_yousiki.html

○建設副産物関係書類一覧表

関係書類の内★は提示とする

NO	関係書類名		作成者	提出時期	提出先	提出	様　式	ﾁｪｯｸ
1	建設発生土の搬出計画書		工事担当者	設計時	所属長	1部	様式－1	
2	建設発生土の搬入計画書		工事担当者	設計時	所属長	1部	様式－2	
3	建設副産物処理承認申請書		請負者	工事着手前	発注者	2部	様式－4	
4	土砂の埋立て等承諾書(必要に応じ)		工事担当者	工事着手前	所属長 地権者	2部	様式－7	
5	埋立て等届出書　(必要に応じ)		工事担当者	工事着手前	環境森林 事務所	1部	様式－6	
6	再生資源利用計画書	※	請負者	工事着手時	発注者	1部	建設副産物 実態調査要領　様式1	
7	再生資源利用促進計画書	※	請負者	工事着手時	発注者	1部	建設副産物 実態調査要領　様式2	
8	建設廃棄物処理委託契約書写		請負者	工事着手時	発注者	1部		
9	建設発生土受入誓約書		受入事業者	工事着手時	発注者	1部	様式－9	
10	建設副産物処理調書		請負者	工事完成時	発注者	2部	様式－5	
11	再生資源利用実施書	※	請負者	工事完成時	発注者	2部	建設副産物 実態調査要領　様式1	
12	再生資源利用促進実施書	※	請負者	工事完成時	発注者	2部	建設副産物 実態調査要領　様式2	
13	★建設系廃棄物マニュフェスト	※	請負者	工事完成時	発注者	1部	提示事項	
14	建設発生土管理調書 (添付資料含む)		工事担当者	工事完成時	所属長	1部	様式－3	
15	土砂受領書		搬入先 管理者	土砂搬入時	搬入元 管理者	1部	(参考様式－1)	

・※　既存の様式である。

・NO.1、NO.2、NO.3、NO.9、NO.13、の保存期間は、完了年度の翌年度から５年間とする。
　(発注機関で一括保存)

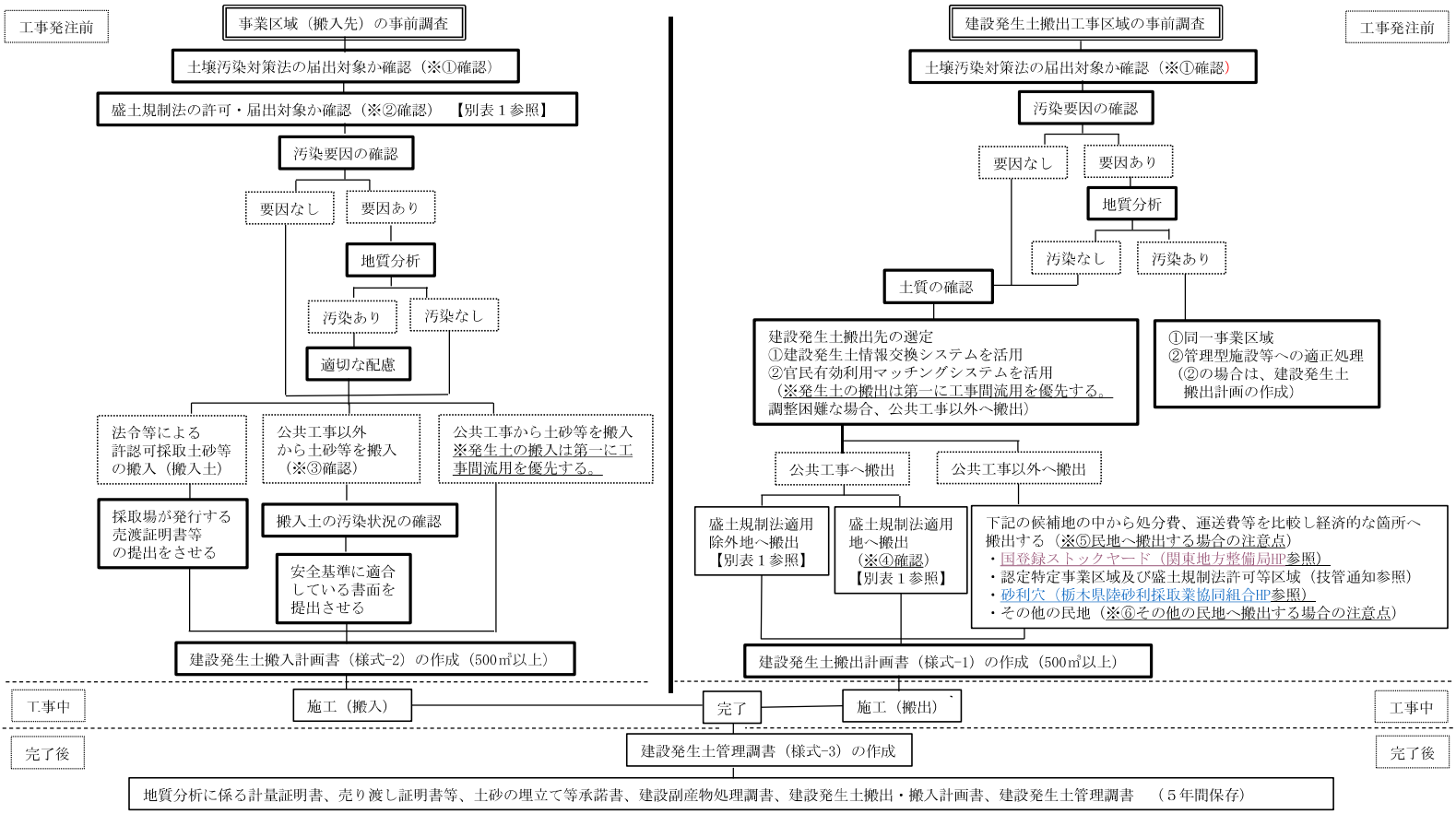
・NO.6、NO.7、NO.10、NO.11 は国土交通省の建設リサイクル報告様式
(下記 HP 参照)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

・NO.12 は平成 13 年４月１日から土木工事共通仕様書で提示事項。

・NO.15 は建設発生土の受入後の土砂受領書（参考様式)。元請企業は、建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付する。

建設発生土管理基準フロー



※①土地の形質変更を行う者（発注者）は、搬入搬出の有無に関わらず、形質変更する土地の面積が3,000m2以上である場合（有害物質使用特定施設が設置されている事業場又は有害物質使用特定施設を廃止した事業場の土地の場合は900㎡以上）、工事着手の30日前までに当該土地を所管する各環境森林事務所（宇都宮市内の場合は宇都宮市）へ「一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出」を提出すること。
※②搬入区域が盛土規制法適用地【別表１参照】であり盛土規制法の許可・届出対象の場合、盛土規制法の許可・届出を受ける又は届出を提出すること。
※③工事間流用が困難であり土を購入し搬入する場合については、リサイクルの観点より可能な限り再生材料（栃の環エコ製品認定品等）を優先利用すること。
※④搬出区域が盛土規制法適用地【別表１参照】であり盛土規制法の許可・届出対象の場合、搬出先区域が盛土規制法の許可を受けている又は届出を提出していることを確認すること。
※⑤候補地が複数ある場合、経済性比較検討に係る記録（受入可否、受入金額等）を残すこと。また、受入区域毎の受入条件（土壌試験の必要有無等）を確認し対応すること。
※⑥その他の民地へ搬出する場合、当該民地に係る盛土規制法や土砂条例等必要な許可を受けている（届出を提出している）ことを確認すること。
民有地の所有者と埋立て方法及び管理方法について協議し承諾書を取り交わすこと、公共工事から受入れた発生土については、その外の土地へ搬出しない旨を誓約書（様式-9）等書面で取り交わすこと。

建設発生土管理基準フロー **別表1**

①盛土規制法適用除外地（公共施設用地）

道路、河川、その他政令（下表）で定めているもの

政令	政令で定める公共の用に供する施設 （政令2条）	・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの
省令	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの （規則1条）	雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第２条第２項に規定する防衛施設
省令	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの （規則1条）	学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

②盛土規制法適用地（公共施設用地外）

上記以外の公共事業における行為

例：産業団地開発、庁舎等の建設など

別表第1

埋立て等に使用される土砂等の安全基準

項　　目	基　　準　　値	測　　定　　方　　法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3　14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102-2　9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは 9.7 の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	規格K0102-4　7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4　7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102-3　24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170－7 7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格K0102-3　20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和 50 年総理府令第 31 号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表1に掲げる方法
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 47 年総理府令第 66 号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては日規格K0125　5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125　5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125　5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 K0102-3　26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 K0102-2　5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格K0170-6　6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び 5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K0102-3　5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和 46 年告示付表 7 に掲げる方法

備考

1　基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第 46 号）付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2　基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125　5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125　5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

様式－１

（伺い）このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいか伺います。

令和　　年　　月　　日

作成者職氏名　　印

建設発生土搬出計画書

事　業　年　度		区分	国・単	事業名	
工　　事　　名					
工　事　箇　所					
工期（予定）	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日				
汚染要因の確認	□　要因無し　　□　土壌検査の結果汚染なし　　□　土壌検査の結果汚染あり				
搬出土砂量　①	m^3	土質区分			
うち他工事搬出② （割合②／①）	m^3 （　　%）	主な相手先 工事名場所			
うち残土処理　③ （割合③／①）	m^3 （　　%）	主な処理先 名・住所等			
うち最終処分場④ （割合④／①）	m^3 （　　%）	主な処理先 名・住所等			
建設発生土処分場等処分理由	□　地区建設副産物対策連絡協議会（　　年　　月　　日開催） □　建設発生土利用相手先検索表 □　その他（　　） 　　により調整を行ったが、下記理由により条件の合う相手先工事が見つからなかったため。 □　土工事時期の不一致 □　土質の不一致 □　数量の不一致 □　その他（　　）				

注）１．建設発生土を~~１，０００~~５００m^3以上現場外に搬出する工事について、原則として工事の発注前に決裁を受けること。
２．調整結果（建設発生土利用相手先候補検索表等）を添付すること。
３．ストックヤード等に搬出する場合は他工事搬出とする。
４．該当項目の□欄に　レ印を記入。

様式－２

（伺い）このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいか伺います。

令和　　年　　月　　日

作成者職氏名　　印

建設発生土搬入計画書

事　業　年　度		区分	国・単	事業名	
工　　事　　名					
工　事　箇　所					
工期（予定）	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日				
汚染要因の確認 （搬入区域）	□　要因無し　　□　土壌検査の結果、汚染の恐れなし □　搬入地適正処理済				
搬出土砂量　①	m^3	土質区分			
搬入面積	m^2				
内発生土利用② （割合②／①）	m^3 （　　%）	主な相手先 工事名場所			
内購入材使用③ （割合③／①）	m^3 （　　%）	購　入　材 利 用 用 途			
山砂等購入材 使　用　理　由	□　地区建設副産物対策連絡協議会（　　年　　月　　日開催） □　建設発生土利用相手先検索表 □　その他（　　） により調整を行ったが、下記理由により条件の合う相手先工事が見つからなかったため。 □　土工事時期の不一致 □　土質の不一致 □　数量の不一致 □　その他（　　）				

注）１．土砂等を５００m^3以上現場に搬入する工事について、工事の発注前に決裁を受けること。
２．調整結果（建設発生土利用相手先候補検索表等）を添付すること。
３．ストックヤード等から搬入する場合は発生土利用とする。
４．該当項目の□欄に　レ印を記入。

建 設 発 生 土 管 理 調 書

様式－3

下記工事について、建設発生土の 搬出 ・ 搬入 の実績は以下のとおりであります。

令和　年　月　日

作成者職氏名　　印

事業年度		区分	国庫 ・ 県単	事業名	
工事名	工事				
工事箇所	郡･市　　町･村　大字				
請負業者				現場代理人	

□ 建設発生土搬出施工実績	工　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		
供給先工事名・施設名等	工事箇所又は所在地	搬出土量m³	土質区分	供給元機関名 又は 施設責任者等
	合　計		＼	

・汚染要因の確認
□　汚染要因について確認した。

・本調書と共に保存するもの
□　土壌分析検査証明書
□　承諾書
□　建設副産物処理諸承認申請書
□　建設副産物処理調書

土質区分
1：第1種建設発生土（砂、礫、及びこれに準ずるもの）
2：第2種建設発生土（砂質土、礫質土、及びこれに準ずるもの）
3：第3種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）
4：第4種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもので第3種建設発生土を除く）

□ 建設発生土搬入施工実績	工　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		
供給元工事名・施設名等	工事箇所又は所在地	搬入土量m³	土質区分	供給元機関名 又は 施設責任者等
	合　計		＼	

・本調書と共に保存するもの
□　建設発生土搬出計画書の写し
□　土壌分析検査証明書
□　法令等により許認可された当該採取場が発行する売渡証明書等

土質区分
1：第1種建設発生土（砂、礫、及びこれに準ずるもの）
2：第2種建設発生土（砂質土、礫質土、及びこれに準ずるもの）
3：第3種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）
4：第4種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもので第3種建設発生土を除く）

● 本調書は、発注機関で一括ファイルし、工事完了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

建設副産物処理承認申請書

（様式－４）

令和　　年　　月　　日

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　工　期　年　月　日～年　月　日　請負業者名＿＿＿＿＿＿　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿

工事場所　　市　　町　　地先　処理期間　年　月　日～年　月　日　現場代理人名＿＿＿＿印　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

建設副産物	建設発生土（m³）	アスコン塊（ﾄﾝ）	コンクリート塊（ﾄﾝ　　）			
処理場所 所在地 電話番号						
地目						
面積×高さ	m²×　　m					
処理業の許可番号						
許可期限		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
農地転用等許可番号						
処理数量	m³	ﾄﾝ	ﾄﾝ	ﾄﾝ		
処理方法	A　B　自由					
運搬距離	km	km	km	km	km	km
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬許可番号	元請　下請	元請　下請	元請　下請	元請　下請	元請　下請	元請　下請

（注）１．工事現場と処理地の関係がわかる位置図、工事現場の着手前の写真等を添付すること。
２．建設廃棄物処理の場合は、「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
３．この申請書は２部作成し、提出すること。

建 設 副 産 物 処 理 調 書

（様式－５）

令和　　年　　月　　日

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　工　期　　年　　月　　日～　年　　月　　日　請負業者名＿＿＿＿＿＿　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿

工事場所　　市　　町　　地先　処理期間　年　月　日～　年　月　日　現場代理人名＿＿＿＿＿印　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

建設副産物	建設発生土（m³）		アスコン塊（ﾄﾝ）		コンクリート塊（ﾄﾝ）							
処理場所 地所有者又は施設名												
運搬距離	Km		Km		Km		Km		Km		Km	
月　日	数　量	累　計	数　量	累　計	数　量	累　計	数　量	累　計	数　量	累　計	数　量	累　計
合　計												

（注）１．この調書は２部作成し、提出すること。
　　２．処理の実態を保存するため、位置図、写真等を添付すること。

様式－６

第　　号

令和　年　月　日

○○環境森林（管理）事務所長　あて

発注機関の長　　名

下記事業の埋立て等について、届出書を提出します。

埋立て等届出書

届け出区分	□　着手 □　完了　（既届出番号：○○第　　号、R　年　月　日付け） □　変更　（既届出番号：○○第　　号、R　年　月　日付け） □　中止　（既届出番号：○○第　　号、R　年　月　日付け）			
事業年度	年度	工事名		
工事箇所				
工期（予定）	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日			
埋立て等箇所 所有者氏名	郡・市　　町　　番地			
埋立て等面積	㎡	土砂等の量	㎥	
土質区分	□　第１種建設発生土（砂、礫、及びこれに準ずるもの） □　第２種建設発生土（砂質土、礫質土、及びこれに準ずるもの） □　第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの） □　第４種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもので第３種建設発生土を除く）			
請負会社		現場管理責任者		
連絡先	○○土木事務所　○○課　担当　○○		TEL	

・　該当項目の□欄に　レ印を記入。
・　埋立て等の箇所には、標識を設置する。
・　添付書類(位置図、１：50,000)

様式－7

土砂の埋立て等承諾書

栃木県発注の○○市○○町○○地先○○○○工事で発生する土砂を下記により埋立て等を実施することについて承諾します。

記

1	埋立て等の土地の住所	：	○△市　○△町　○△番地
2	埋立て等の土地の面積	：	○△㎡
3	埋立て等に使用する土砂	：	上記工事で発生する○○土
4	作業実施者	：	○△建設株式会社、現場管理責任者○△○△○
5	埋立て等の方法	：	ブルドーザー敷均し
6	埋立て等の構造	：	斜面は１割８分で無処理（別途の区域図。横断図）
7	埋立て等の完了後の扱い	：	完了確認後は、土地所有者が管理するものとする。
8	その他	：	近隣に影響のないよう注意を払って作業を行う。

記入上の注意）土地所有者等と協議し、完了後の利用目的等を把握したうえで、後々トラブルが発生しないように取り交わすこと。

令和　　年　　月　　日

栃木県　○○土木事務所長　様

土地所有者　住所

氏名　　印

先に承諾した土砂の埋立て等については、作業が完了したことを確認しました。

令和　　年　　月　　日

栃木県　○○土木事務所長　様

土地所有者　住所

氏名　　印

様式－８

通 知 書

令和　　年　　月　　日

知事
市長　　様

（工事発注者）発注者職氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住 所 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１１条の規定により、下記のとおり通知します。

記

<table>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td>所 属 名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>担当者職氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事の内容</td><td>工事の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事の場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事の概要</td><td colspan="3">工事の種類
□建築物に係る解体工事 □建築物に係る新築又は増築の工事
□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（　　）注１
工事の規模
建築物に係る解体工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿＿、工事対象床面積＿＿＿＿㎡
建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿＿、階数＿＿＿＿、工事対象床面積＿＿＿＿㎡
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途＿＿＿、階数＿＿＿＿、請負代金＿＿＿＿万円(税込)
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿＿＿万円(税込)</td></tr>
<tr><td>工 期</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
工事着手予定日：令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">請負者</td><td>会 社 名</td><td></td><td>現場代理人氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>（内線　　）</td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
</table>

※受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

注１）建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

様式－９

年　　月　　日

建設発生土受入誓約書

○○事務所長　様

受入区域事業者

住所

事業者名　　印

連絡先

公共工事において発生する建設発生土の受入れについて、下記のとおり対応することを誓約します。

記

１　当該受入区域は、事業者自ら所有する土地又は土地所有者から受入れについて同意を得た土地です。

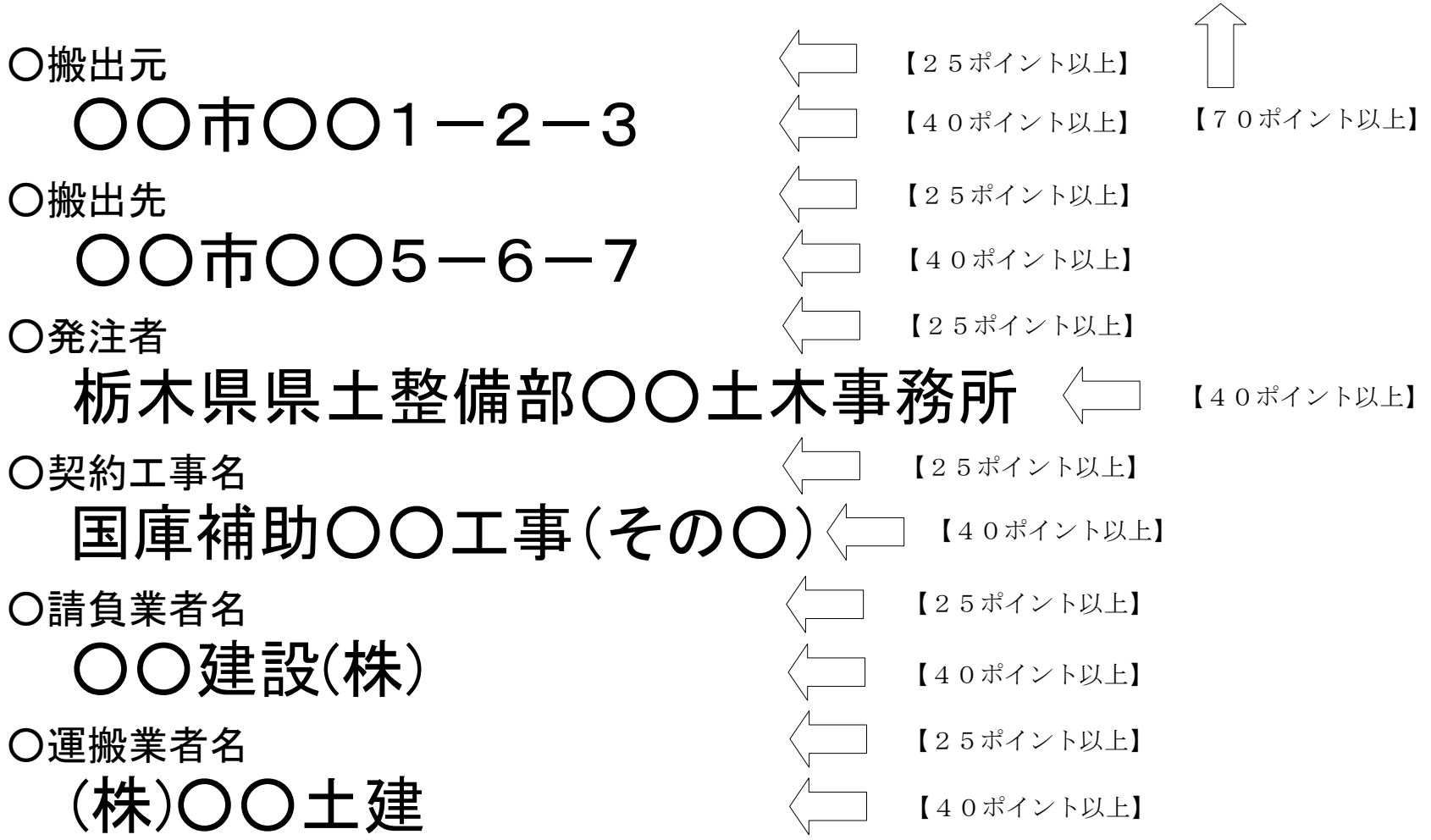
２　建設発生土の受入れに必要となる「土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例及び同施行規則」、「宅地造成及び特定盛土等規制法」等関係法令等への対応については受入事業者が行います。また、当該受入区域に係る関係法令に定められた事項について遵守します。

３　公共工事から受入れた建設発生土は、（受入区域の場所）において行う埋立て及び盛土用土砂以外には使用せず、他の区域へ搬出しません。

４　受入れ後の土砂は事業者の責任において管理します。土砂の崩落や流失等の事故、溢水や汚水による周辺環境への影響等が発生した場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関に連絡します。

５　栃木県環境森林（管理）事務所、都市政策課及び土木事務所等から出される勧告又は助言に対して、誠実に対応します。

建設発生土等運搬車両


○搬出元
○○市○○1－2－3
○搬出先
○○市○○5－6－7
○発注者
栃木県県土整備部○○土木事務所
○契約工事名
国庫補助○○工事（その○）
○請負業者名
○○建設(株)
○運搬業者名
(株)○○土建
【２５ポイント以上】
【４０ポイント以上】
【７０ポイント以上】
【２５ポイント以上】
【４０ポイント以上】
【２５ポイント以上】
【４０ポイント以上】
【２５ポイント以上】
【４０ポイント以上】
【２５ポイント以上】
【４０ポイント以上】
【２５ポイント以上】
【４０ポイント以上】

（参考様式-１）

年　　月　　日

搬出元（搬入元）
名称等
責任者(※1)　　殿

搬出先（搬入先）
名称等
責任者(※1)

土砂受領書

（搬出先／搬入先）	名称（工事の場合は工事名）					
	所在地					
	管理者の商号、名称または氏名					
（搬出元／搬入元）	名称（工事の場合は工事名）					
	所在地					
土砂の搬入量（受入れた土砂の量）		利用種別 ※2	**土質区分 ※3**	**土　質**	土量（m3）※4	**土量算定状態 ※5**
		盛土利用等	**第1種建設発生土**	**砂質土**	m3	**地山量**
					m3	
					m3	
					m3	
					m3	
					m3	
土砂を搬入(受入れ)した期間		（搬入開始日）　　年　月　日　から （搬入完了日）　　年　月　日　まで				

指定副産物省令第６条　建設発生土を搬出する場合は、**搬出元**は**搬出先**に対して「土砂受領書」の公布を求める

再生資源省令第５条　建設発生土を搬入する場合は、**搬入先**は**搬入元**に対して「土砂受領書」を公布する

※１　資源有効利用促進法関連省令により定める工事現場における責任者（現場代理人、監理技術者など）

※２　利用種別は下記のいずれかを選択して記入する。

盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に、盛土・埋立等の活用や処分を行う場合

一時堆積　：土砂を再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

※３　土量は体積による表示とし、当該土量の算定上の状態を併記する。
なお、**搬入元の「地山量」で土量を記載**することを原則とする。
ただし、これに依り難い場合は、「締固め量」「ほぐし量」などで記載することもできる。

資料１

建設リサイクル法に基づく通知先（法 11 条関係）

通知先機関名（担当窓口）	所在地	電話番号	施工区域
宇都宮土木事務所　企画調査課	宇都宮市竹林町 1030-2	028-626-3146	上三川町
真岡土木事務所　企画調査課	真岡市荒町 116-1	0285-83-8304	真岡市　益子町 茂木町　市貝町 芳賀町
栃木土木事務所　企画調査課	栃木市神田町 6-6	0282-23-3593	下野市　壬生町 野木町
矢板土木事務所　企画調査課	矢板市鹿島町 20-11	0287-44-2189	矢板市　さくら市 塩谷町　高根沢町
大田原土木事務所　企画調査課	大田原市本町 2 丁目 2828-４	0287-23-5882	那須町
烏山土木事務所　企画調査課	那須烏山市中央 1-6-92	0287-83-1316	那須烏山市 那珂川町
宇都宮市都市整備部　建築指導課	宇都宮市旭 1 丁目 1-5	028-632-2574	宇都宮市
足利市都市建設部　建築住宅政策課	足利市本城 3 丁目 2145	0284-20-2170	足利市
栃木市都市整備部　建築指導課	栃木市万町 9-25	0282-21-2441	栃木市
佐野市都市建設部　建築指導課	佐野市高砂町 1	0283-20-3104	佐野市
鹿沼市都市建設部　建築指導課	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-63-2430	鹿沼市
日光市建設部　建築住宅課	日光市今市本町 1	0288-21-5197	日光市
小山市都市整備部　建築指導課	小山市中央町 1-1-1	0285-22-9233	小山市
大田原市建設部　建築住宅課	大田原市本町 1-4-1	0287-23-1178	大田原市
那須塩原市建設部　建築指導課	那須塩原市共墾社 108-2	0287-62-7169	那須塩原市

※ 当該工事の施工範囲が、複数の提出先にまたがる場合は、それぞれに同じ内容の通知書を提出する必要があります。

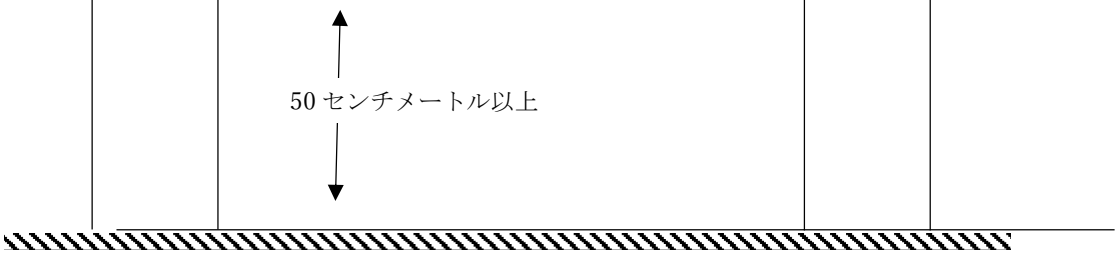
資料２

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出} 済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第　　号	
3	許可又は届出年月日	年　月　日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土　立方メートル	
		切土　立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年　月　日	
10	工事完了予定年月日	年　月　日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		



〔注意〕

１　１欄の工事主、４欄の工事施行者又は５欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

２　２、３、９及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

資料３

注意を要する主要な発生業種

工場・事業場用地、又は工場・事業場用地として使用された土地及び跡地として主に次のものがある。

	主要な発生業種
シアン	電気めっき工場、製鉄所、ガス工場、コークス工場、化学工場、アクリルニトリル製造工場
アルキル水銀	水銀電解法カセイソーダ製造業、アセチレン法塩化ビニールモノマー製造業、化学工場（昇水、農薬、硫化水銀（銀朱）、リン酸、水銀等製造業）
総水銀	水銀計器、乾電池、水銀灯、水銀スイッチ製造業、プリント基盤製造業、水銀回収、水銀精製業
有機リン	農薬（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、ＥＰＮ等）製造業
カドミウム	めっき工場（カドミウムめっき）、化学工場（顔料、触媒、塩化ビニール安定剤等）、機械・電子機器製造業、亜鉛精錬所
鉛	化学工場（顔料、塗料、薬剤等）、ガラス製造業（鉛ガラス）、鉛蓄電池製造業、活字製造業 鉛管製造業、印刷工場、陶磁器製造業、鉛再生業
クロム（六価）	クロムめっき工場、化学工場（顔料、触媒等）、合金製造工場、皮革工場（クロムなめし）
砒素	化学工場（無期薬品、触媒、農薬等の製造工場）、硫酸製造工場、肥料工場（アンモニア製造工場）
ＰＣＢ	パルプ、紙又は紙加工品製造工場
セレン	無機顔料製造工場、無機化学工業製品製造工場
その他	金属の製錬工場 紡績業の用に供する染色施設 新聞業、出版業、印刷業、製版表の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 医薬品製造業の用に供する施設 農薬製造業の用に供する施設 合成ゴム製造業の用に供する水洗施設 洗濯業の用に供する洗浄施設 科学技術に係る研究、試験、検査等の業務の用に供する洗浄施設 一般廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設 等

参考）・建設副産物の実務と事例（平成４年１２月１８日発行）
・三訂図説廃棄物処分基準（平成８年７月１日発行）